



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 11 月 14 日 (月曜日) 第 357 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 1
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (“) 2
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 2
- 保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先

頁

- 人不明について (2件) …………… (自然環境課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明について (3件) …………… (“) 3
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 4

公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (2件) …………… (農村整備課) 4
- 公共測量の実施の通知 (2件) …………… (管理課) 4
- 建築士等を対象とする講習の指定 (定期講習) (建築住宅課) 4

告 示

宮崎県告示第 748号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション昭和クラブ	都城市金田町2538番地1	令和4年8月1日

さわ小児科クリニック	延岡市古川町 610番地 1	令和4年10月5日
なないろ薬局古川	延岡市古川町 610番16	令和4年10月5日
彩り在宅クリニック	都城市都北町5882-1	令和4年10月11日

宮崎県告示第 749号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4571701251	江夏整形外科デイサービスセンター Prop	宮崎県北諸県郡三股町宮村2846-1	医療法人社団睦由会	宮崎県北諸県郡三股町宮村2841-4	令和4年9月1日	通所介護

宮崎県告示第 750号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4511710396	医療法人白水会と まり内科外科胃腸科 科医院	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	医療法人社団白水 会	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	令和4年9月20日	短期入所療養介 護
4571701137	とまり内科外科胃腸科 腸科医院 (一般病 床)	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	医療法人社団白水 会	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	令和4年9月20日	短期入所療養介 護
4571700196	社会福祉法人あさぎ り福祉会あさぎ り園訪問介護ステ ーション	宮崎県都城市山田 町中霧島2546-6	社会福祉法人あさ ぎり福祉会	宮崎県都城市山田 町中霧島2546番地 6	令和4年9月30日	訪問介護

宮崎県告示第 751号

健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第 130条の2第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 (平成9年法律第 1 23号) 第 113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護療養型施設		開設者		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4511710396	医療法人白水会と まり内科外科胃腸科 科医院	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	医療法人社団白水 会	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	令和4年9月20日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 752号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第 115条の5第 2 項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4511710396	医療法人白水会と まり内科外科胃腸科 科医院	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	医療法人社団白水 会	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	令和4年9月20日	介護予防短期入 所療養介護
4571701137	とまり内科外科胃腸科 腸科医院 (一般病 床)	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	医療法人社団白水 会	宮崎県北諸県郡三 股町稗田47-5	令和4年9月20日	介護予防短期入 所療養介護

宮崎県告示第 753号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木下田字坂元谷 112- 186 (次の図に示す部分に限る。)、112- 121、112- 239、112- 312
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 754号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字深年字中山3878-18、3878-19
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 755号

保安林の指定施業要件の変更予定 (令和 4 年宮崎県告示第 678号) に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - (1) 都城市役所
河野武二、竹山久義

(2) 美郷町役場

河野充

- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 678号によること。

宮崎県告示第 756号

保安林の指定施業要件の変更予定 (令和 4 年宮崎県告示第 688号) に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する美郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - 美郷町役場
藤本藤作
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 688号によること。

宮崎県告示第 757号

保安林の指定施業要件の変更 (令和 4 年宮崎県告示第 675号) に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - 串間市役所
岩下英規、岩下典生、時任岩吉、肥田清機、和田いち子、和田友重
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年宮崎県告示第 675号によること。

宮崎県告示第 758号

保安林の指定施業要件の変更 (令和 4 年宮崎県告示第 676号) に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 11 月 14 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - 串間市役所

安永正夫、安永繁、安永榮、井手喜美子、加藤勝之助、江藤太吉、江藤鐵雄、荒川喜一、荒川升太郎、荒川仲治、小笠峰夫、瀬口ソデ、瀬口留於久、川口公夫、川崎瀬吉、川崎忠太郎、竹下久左エ門、竹下久市、竹下重秋、竹下末行、中山ハツ、中山加太郎、中山久吉、中山政善、中山荘エ門、中山仲四郎、中山繁作、中山被夫、中川亀太郎、田中久太郎、榎田壽美男、野邊善吉、鈴木辰市、鈴木伊兵衛、鈴木喜市、鈴木久助、鈴木助義、鈴木政行、鈴木盛助、鈴木辰一、鈴木忠義、鈴木藤エ門、鈴木篤善、鈴木吉五郎、和田六兵衛

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 676号によること。

宮崎県告示第 759号

保安林の指定施業要件の変更（令和4年宮崎県告示第 677号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

串間市役所

鬼塚作太郎、鬼塚寅助、三浦吉十、三浦藤三郎、山下万吉、山崎市五郎、時任岩吉、時任三代吉、時任統、時任武利、神戸今朝太郎、神戸辰藏、川崎今朝太郎、川崎照男、中島十太郎、長岡甚三郎、渡會喜兵衛、渡會助市、鈴木久吉、鈴木寅藏

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 677号によること。

宮崎県告示第 760号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 2 columns: Field Name, Value. Rows include: 同意成立の届出年月日 (令和4年10月20日), 発起人の住所及び氏名 (日向市 神崎 幸一, 日向市 宇田津 安則), 加入区 の 名 称 (日向市第一加入区), 区 域 (日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区)

Table with 2 columns: 区, 分. Content: 平岩支部及び梶木支部の地域以外の者が営む小型漁船漁業

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、狭野土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、南保土地改良区（高原町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、えびの市長から次のとおり通知があった。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類: 公共測量（写真測量による数値地形図作成）
2 作業地域: 宮崎県えびの市大字大河平
3 作業期間: 令和4年9月20日から令和5年3月10日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、えびの市長から次のとおり通知があった。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類: 公共測量（写真測量による数値地形図作成）
2 作業地域: 宮崎県えびの市大字浦
3 作業期間: 令和4年9月20日から令和5年3月10日まで

建築士等を対象とする講習であって、建築物の設計及び工事監理並びに建築士事務所の業務の運営に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして、次のとおり指定した。

令和4年11月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 講習を実施する法人の名称及び住所: 一般社団法人宮崎県建築士事務所協会 宮崎市橋通東2丁目9番19号
2 定期講習又は特別講習の別: 定期講習
3 講習の名称

開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会

4 講習の対象者

建築士事務所の開設者及び管理建築士

5 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間

各年度ごとに1回、原則として9月から11月の間の1日間

6 指定をした年月日

令和4年11月8日

7 指定の有効期間

指定をした日から5年

--	--